

宇治田原町審議会等の活性化指針

1 趣旨

この指針は、審議会等附属機関（以下「審議会等」という。）の設置、委員の選考及び会議の公開等について必要な事項を定めることにより、審議会等の運営の透明性、及び公正性を確保するとともに、町政に対する住民の理解と信頼を深め、もって開かれた町政の推進に寄与することとともに、審議会等の活性化を目的とする。

2 定義

この指針の対象となる審議会等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に基づく附属機関及びその他原則すべての附属機関とする。

3 審議会等の設置

- (1) 審議会等の名称は、設置の目的に即し、審議会、協議会、調査会、審査会、委員会又は懇話会のいずれかとする。ただし、法令等に基づき設置する場合は、当該法令等で定める名称とする。
- (2) 審議会等が、ひとたび設置されると容易に廃止されない傾向を考慮し、既存の審議会等についても常にその必要性を再検討し、任務が終了しその目的を達成したものについては、速やかに廃止等の措置を講じるものとする。
- (3) この指針の施行日以前に現存する審議会等については、名称、公募制等可能な限り改めていくものとする。

4 委員の構成・選考

- (1) 審議会等の委員は、専門的な知識、経験を有する者をはじめ、住民、公共団体、利害関係団体及び関係行政機関の者の中から、所掌事項の必要性に応じ選任するものとする。
 - ① 住民参加の機会を拡大するため、公募制が適当と認められる審議会等については、積極的に導入を図るものとする。ただし、特に専門性を要する審議会等、特定の個人及び団体情報に関わる審議会等は、この限りでない。
 - ② 公募以外の委員については、団体から推薦を受ける等、公正かつ適正な方法で選任するものとする。

- (2) 女性の意見を政策や方針に十分反映させるため、特別な理由がある場合を除き、女性委員の選任比率を25%以上とするよう努めるものとする。
- (3) 委員の年齢は、原則80歳未満とする。ただし、特に専門性を要するなど、特段の事情があると認められる場合は、この限りでない。
- (4) 一の審議会等の委員の在任期間は、原則12年以内とするように努めるものとする。ただし、特に専門性を要する審議会等、特定の個人及び団体情報に関わる審議会等は、この限りでない。
- (5) 住民参加を促すため、同一の委員が、同時に多くの審議会等の委員を兼ねることのないよう配慮するものとする。ただし、法令等に職指定等があり、やむを得ない場合は、この限りでない。
- (6) 審議会等の新設に伴う委員の選任又は委員の改選若しくは補充にあたっては、総務課長と事前協議を行うものとする。

5 会議の公開

会議は原則公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、審議会等の長は事前に委員に諮り、当該会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

- (1) 法令等の規定により、会議が非公開とされている場合
- (2) 会議において、宇治田原町情報公開条例（平成13年4月1日条例第1号）（以下「情報公開条例」という。）第8条の規定に該当する情報に関し審議する場合において、会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがある等、会議の目的が達成されないと認められる場合
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

6 会議の公開の方法

- (1) 審議会等の会議の公開は、会場に一定の傍聴席を設け、傍聴を希望する者に傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 審議会等は、会議を公開するにあたっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に係る遵守事項等を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

- (3) 審議会等は、会議を公開するに当たっては当該会議に付する会議資料を傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、会議資料のうち情報公開条例第8条の規定により非開示とすることができる情報が記載されているものを除く。
- (4) 傍聴の手続きについて必要な事項は別に定める。

7 会議開催の周知

- (1) 公開する会議（非公開の会議を除く）を開催するに当たっては、会議開催予定日の1週間以上前に、会議開催について公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。
- (2) 公開する会議（非公開の会議を除く）の開催の公表は、町ホームページ等において公表するものとする。
- (3) 公開する会議（非公開の会議を除く）開催の公表事項は、会議名、議題、開催日時、開催場所、傍聴定員、傍聴手続の方法その他必要な事項とする。

8 概要及び会議結果等の公開

審議会等の終了後、事務の所管課は、当該会議の議事録または議事概要を作成し、住民等から情報開示要求があった際には公表するものとする。

附 則

この指針は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和4年10月1日から施行する。